

東武第二保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	社会福祉法人 為成会 東武第二保育園
所 在 地	さいたま市岩槻区府内 2-27-48
電 話 番 号	048-798-4450
代 表 者 氏 名	理事長 山崎 義廣

2 施設の目的及び運営の方針

施 設 の 目 的	保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。
運 営 方 針	最善の利益を考慮し最もふさわしい生活の場の提供に努め家庭との連携の下、養護と教育を一体的に行う。又保護者、子育て家庭の支援に努める。

3 提供する保育の内容

名 称	東武第二保育園
所 在 地	さいたま市岩槻区府内 2-27-48
電 話 番 号	048-798-4450
認 可 年 月 日	昭和 56 年 2 月 19 日
施 設 長 氏 名	小熊 照美
職 員 数	概ね 25 人
取扱う保育事業の種類	延長保育・一時保育・子育て支援事業 子ども誰でも通園・育成支援

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
施設長	1人	施設、会計、労務管理
保育士	概ね 19 人	保育業務
調理員	概ね 3 人	調理
その他	概ね 2 人	清掃員

5 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開所日	月曜日から土曜日まで	
標準時間	7時から 18 時まで	
	延長保育は 18 時から 19 時まで 土曜日は 7 時から 18 時までとする	
開所時間	短時間	8時30分から 16時30分まで 土曜日も 8 時 30 分から 16 時 30 分まで 延長保育は 7 時から 8 時 30 分まで 16 時 30 分から 19 時まで 土曜日は、16 時 30 分から 18 時まで
休所日	標準時間	日曜日・祝祭日及び12月29日から1月3日まで
	短時間	

*土曜日について、共同保育を行う施設は下記の通りとする。

実施施設：東武保育園

依頼施設：東武第二保育園 所在地：さいたま市岩槻区府内 2-27-48

実施場所：さいたま市岩槻区飯塚 624

緊急連絡先：東武保育園 048-798-5632

緊急時は、東武保育園緊急時の対応に準ずる。

6 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

種類	理由	金額
保育料	保育料はお住まいの各自治体が決定します。	
行事費	前期¥1,500 後期¥1,500 (4・10月分で徴収) 遠足等の入園料や交通費 (別途実費徴収)	
教材費	制作等で使用するもの (保護者から注文を受け実費徴収) 陶芸教室等の参加料 (3歳以上児¥1,000～¥1,500)	
給食費	3歳以上児：給食費1ヶ月 7,500円	
おむつ処理費	0.1.2歳児：処理費1ヶ月 200円 (4.10月分で徴収)	
延長保育料	月極め 1ヶ月 3000円 スポット利用 1日 ¥500- (事前に申し込みが必要です。その後、利用時に申請書も必要になります) 詳細は別表第1	
サッカー教室	対象クラス：4歳児・5歳児クラス (希望者のみ) 時間・料金等サッカー教室規定による スポーツ振興保険料：800円 月謝：1ヶ月 5,000円 ユニフォーム代：3,000円	

7 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	8人	12人	15人	15人	15人	15人	80人

8 施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用に当たっての留意事項

事項	内容
欠席する場合	園への連絡、連絡なく長期欠席の場合は園より連絡
送迎が遅れる場合	園への連絡
予薬について	予薬依頼表を職員に手渡しする
嘱託医について	内科年2回、歯科年1回、健康診断を行う
利用の継続について	市の規定による

9 緊急時等における対応方法

- (1) 保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承ください。

10 非常災害対策

消防計画作成 (変更)届出書	岩槻区岩槻消防署 防火管理者 氏名 伊藤 瞳美
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します(年2回消防署立ち合い訓練あり)
防災設備	自動火災報知機・非常警報装置・非常用電源・誘導灯・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理
避難場所	第1避難場所・・・園庭 第2避難場所・・・さいたま市立城南小学校

*2020年7月に策定された「さいたま市内保育施設の災害時等における臨時休園等のガイドライン」に基づき、子ども・保護者・保育従事者等の安全を守るため、臨時休園等の措置を講ずるものとする。

11 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年研修に職員派遣、受講させています。

12 その他保育施設の運営に関する重要事項

事 項	内 容
年間行事	クラス懇談会、遠足、運動会、発表会、卒園式等
主な1日のスケジュール	9時まで登園、8時半から各クラス活動
食事の提供	離乳食・・10:30 14:30に提供（ミルクも） 3歳未満児・・10時、昼食、3時のおやつ 3歳以上・・昼食、3時のおやつ 18時・・おやつ（延長保育利用児のみ）
保護者会	保護者会あり
健康診断	内科年2回、歯科年1回の健康診断
自己評価の内容	園内研修
職員への研修実施状況	内部、外部研修実施
損害賠償保険	保険加入
個人情報の取扱	個人情報使用同意書による 行政機関等への個人情報の提供を行う場合があります

別表第1 延長保育に係る保護者負担

認定区分	利用時間	利用形態	金額
保育標準 時間認定	午後6時～ 午後7時	月極め スポット	¥3,000- 1回 ¥500-
保育短 時間認定	午前7時～ 午前8時30分	月極めはなし	
	午後4時30分～ 午後7時	スポット対応 のみ	
	土曜日 午前7時～ 午前8時30分 午後4時30分～ 午後6時		朝夕利用しても 1回 ¥500-

*平日・土曜日共に、利用時間に遅れた際は30分毎に¥1,000-徴収